

今月の内容

- ◆労働保険料の口座振替をおススメします
- ◆労務管理の基本シリーズ③  
「休日の振替」と「代休」の違い

## 労働保険料の口座振替をおススメします

労働保険料の納付書が納付期限ギリギリに届いて慌てたという経験をお持ちではないでしょうか？  
口座振替納付に切り替えることで、このようなことが無くなるとともに、他にも大きなメリットがあります。以下、労働保険料の口座振替についてご紹介します。

(★ 2月25日までに手続きが完了すれば、今年7月の納付に間に合います。)

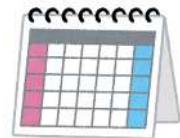
### <口座振替のメリット>

- ◎ 保険料の引き落としに **最大約2ヵ月** ゆとりができます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日 <sup>(※)</sup>	1月31日 <sup>(※)</sup>
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
<b>ゆとり日数</b>	<b>58日</b>	<b>14日</b>	<b>14日</b>

※労働保険事務組合の場合、第2期・第3期の納期限は口座振替による納付日と同日です。

- ◎ 保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間が無くなります。
- ◎ 手数料は無料です。
- ◎ 引き落としの約3週間前にお知らせ（ハガキ）が届きます。
- ◎ 引き落とし後に、引き落とし結果のお知らせ（ハガキ）が届きます。



### <口座振替の申込み方法・期限>

- ▼申込用紙に必要事項をご記入の上、金融機関の窓口にご提出ください。
- ▼申込用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

- ▼令和2年度（全期・第1期）からのお申込みは、**2月25日（火）まで**にご提出ください。  
(申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。)

### [各期の申込締切日・口座振替日]

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→							口座振替 納付日 9月6日					
第2期							申込 締切日 8月14日	→		口座振替 納付日 11月14日				
第3期									申込 締切日 10月11日	→			口座振替 納付日 2月14日	

## 労務管理の基本シリーズ③

# 「休日の振替」と「代休」の違い

「休日の振替」と「代休」は似て非なるものですが、同じものと誤解されることが多いようです。これら2つの違いを正しく理解していないと、意図せず賃金の不払いが生じてしまうことがあるので注意が必要です。

今号では、【「休日の振替」と「代休」の違い】についてご説明します。

### <休日の振替とは>

休日に出勤させる必要が生じたときに、事前に、休日と労働日を入れ替えることを言います。

例：水曜日と土曜日を振り替えた場合

月	火	水	木	金	土	日
労働日	労働日	労働日	労働日	労働日	休日	休日

振替



月	火	水	木	金	土	日
労働日	労働日	休日	労働日	労働日	労働日	休日

水曜日が休日となり、土曜日が労働日となります。

### Point!

#### 「休日の振替」を行うための要件

- ①就業規則等において、休日を振り替えることができる旨を定めておく。
- ②振り返るべき日をあらかじめ特定する。



①と②の両方を行うことにより、通常の「休日」は「労働日」となります。

- ・「休日」と「労働日」をあらかじめ入れ替えるわけですから、通常の休日に労働したとしても、それは**休日労働にはなりません**。
- ・従って、休日労働に対する割増賃金を支払う必要はありません。（ただし、1週間の労働時間数が法定労働時間を超えた場合は、時間外労働に対する割増賃金を支払う必要があります。）

【注】 **Point!** の①と②を満たさない状態で、休日の振替を行うことはできません。

### <代休とは>

休日労働をさせた後に、その代償措置として、通常の労働日に労働義務を免除することを言います。

- ・休日労働が発生した場合は、**休日労働日分の賃金を支払う**必要があります。さらに、その休日労働が法定労働時間を超える場合には、割増賃金の支払いも必要です。
- ・同一の賃金計算期間内に代休を与えた場合は、その分の勤怠控除と休日労働日分の賃金を**相殺**することができます。ただし、その場合でも、割増賃金分は支払わなければなりません。
- ・なお、賃金計算期間が異なる場合は、賃金の不払いが生じる（＝違法となる）ため、**相殺できません**。